

○静岡県希少野生動植物保護条例施行規則

平成23年3月31日

規則第15号

改正 平成23年10月21日規則第31号 平成25年3月29日規則第52号

平成26年9月24日規則第44号 平成29年1月24日規則第1号

令和元年7月1日規則第4号 令和3年3月30日規則第24号

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則をここに公布する。

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個体の取扱いに関する規制（第4条—第10条）
- 第3章 生息地等の保護に関する規制（第11条—第21条）
- 第4章 保護回復事業（第22条—第24条）
- 第5章 希少野生動植物保護監視員（第25条）
- 第6章 雑則（第26条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物等の指定等の案の公告）

第2条 条例第8条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

- (1) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物として指定しようとする希少野生動植物
- (2) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物として指定しようとする理由
- (3) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定の案の縦覧場所

（公聴会）

第3条 知事は、条例第8条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は第21条第6項（条例第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、条例第8条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は第21条第5項（条例第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定により異議がある旨の意見書を提出した者その他当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の日の3週間前までに県公報に登載して行うものとする。

- 3 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第2章 個体の取扱いに関する規制

(捕獲等の禁止の適用除外)

第4条 条例第11条第1項第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。))。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 砂防法(明治30年法律第29号)第29条若しくは第30条、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3若しくは第38条、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第21条第1項若しくは第2項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第8条第1項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であつて急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。))。
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - イ 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標を設置し、又は管理すること。
 - ウ 道路を設置し、又は管理すること。
 - エ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

- オ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
- カ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。
- キ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ク 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- ケ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。
- コ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- サ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- シ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ス 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- セ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ソ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- タ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- チ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は文化財保護法附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第2条の規定による廃止前の重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ツ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業を行うこと。
- テ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

ト 森林法第25条第1項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条第1項若しくは第3項の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第44条において準用する場合を含む。）

（一部改正〔平成23年規則31号・29年1号〕）

（指定希少野生動植物の個体の加工品）

第5条 条例第11条第2項の規則で定める加工品は、はく製その他の標本、毛皮製品、皮革製品及び羽毛製品（これらを製作し、又は製造する過程のものを含む。）とする。

（捕獲等の目的）

第6条 条例第12条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の調査の目的その他指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

第7条 条例第12条第2項の許可の申請は、様式第1号による指定希少野生動植物捕獲等許可申請書・届出書により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにしたもの
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 条例第12条第5項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、様式第2号によるものとする。

3 条例第12条第6項の規定による従事者証の交付の申請は、様式第3号による指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書により行うものとする。

4 条例第12条第6項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）は、様式第4号によるものとする。

5 条例第12条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、様式第5号による指定希少野生動植物捕獲等許可証・従事者証再交付申請書により行うものとする。

6 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

7 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の市町別の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。

8 条例第12条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（個体の取扱方法）

第8条 条例第12条第9項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該個体の飼養又は栽培をする場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- (2) 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(特定希少野生動植物事業の届出等)

第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、様式第6号による特定希少野生動植物事業届出書により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による変更又は廃止の届出は、様式第7号による特定希少野生動植物事業変更・廃止届出書により行うものとする。

3 条例第15条第4項の届出済証は、様式第8号によるものとする。

4 条例第15条第5項の申請は、様式第9号による特定希少野生動植物事業届出済証再交付申請書により行うものとする。

(特定希少野生動植物事業に係る譲受け等の記録)

第10条 条例第16条第2項の規定による記録は、様式第10号による特定希少野生動植物譲受・譲渡等記録票により行うものとする。

2 届出事業者は、前項の記録票を毎年3月31日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該記録票を保存しなければならない。

第3章 生息地等の保護に関する規制

(生息地等保護区の指定の案の公告)

第11条 条例第21条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

- (1) 生息地等保護区の名称
- (2) 生息地等保護区の指定の区域
- (3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物の名称
- (4) 生息地等保護区の指定の区域における指定希少野生動植物の保護に関する指針の案
- (5) 生息地等保護区の指定案の縦覧場所

(管理地区の指定の案の公告)

第12条 前条の規定は、条例第22条第3項において準用する条例第21条第4項の規定による公告について準用する。

(管理地区内における行為の許可の申請)

第13条 条例第22条第5項の許可の申請は、様式第11号による管理地区内行為許可申請・届出書により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び写真(カラー)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(4) その他知事が必要と認める書類

(管理地区内における既着手行為の届出)

第14条 条例第22条第8項の規定による届出は、様式第12号による管理地区内既着手行為届出書により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び写真(カラー)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) その他知事が必要と認める書類

(管理地区内における許可を要しない行為)

第15条 条例第22条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - イ 砂防法第1条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
 - ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
 - エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - カ 測量法第10条第1項に規定する測量標を設置すること。
 - キ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
 - ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
 - ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
 - コ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

- サ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- シ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ス 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- セ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ソ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- タ 電柱を設置すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ツ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- テ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ト 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ナ 送水管を農地に埋設すること。
- ニ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ヌ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- ネ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- ノ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ハ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（イ）又は（キ）に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において（イ）又は（キ）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- （ア） 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
 - （イ） 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - （ウ） 旗ざおその他これに類するもの
 - （エ） 門、塀、給水設備又は消火設備
 - （オ） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
 - （カ） 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
 - （キ） 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
- ヒ 条例第22条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第38条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
 - ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
 - オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
 - カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の底の直径が30センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。
 - キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - ウ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において高さが10メートル以下の木竹を伐採すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
 - ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - カ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。

- イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - ウ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
 - エ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
 - オ 下水道法第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - イ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ウ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項第3号に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - オ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - カ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
 - キ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (9) 野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの
- ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。
 - イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。
 - ウ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第22条第4項第6号、第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）
- イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第22条第4項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第22条第4項第13号及び第14号に掲げるものを除く。）
- ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (ア) 条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるもの
 - (イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - (ウ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - (エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
 - (カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
- オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）。
- ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は文化財保護法附則第4条の規定により、なおその効力を有することとされた同法附則第2条の規定による廃止前の重要美術品等の保存に関する法律

第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

サ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

シ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

ス 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

セ 工作物の修繕のための行為

(11) 条例第22条第4項第6号に掲げる行為であって同条第9項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

（一部改正〔平成25年規則52号・26年44号・29年1号・令和3年24号〕）

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第16条 条例第22条第10項の規定による届出は、様式第13号による管理地区内応急措置行為届出書により行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付して行うものとする。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第17条 条例第23条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第4条第4号ソ又は第15条第1号エ、カ若しくはチ若しくは同条第10号サからセまでに掲げる行為
- (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそれらのための標識を設置すること。
- (3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 測量法第3条の規定による測量を行うこと。
- (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- (6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
- (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (8) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- (9) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(一部改正〔平成26年規則44号・29年1号〕)

(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第18条 条例第23条第5項において準用する条例第22条第5項の許可の申請は、様式第14号による立入制限地区内立入許可申請書により、位置図及び立ち入る経路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした書類を添付して行うものとする。

(監視地区内における行為の届出)

第19条 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 行為の着手及び完了の予定日

2 条例第24条第1項の規定による届出をする際には、第13条各号に掲げる書類を添付するものとする。

(監視地区内における届出を要しない行為)

第20条 条例第24条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - ア 第15条第1号アからノまで（ト及びナを除く。）に掲げる行為
 - イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において（ア）から（ウ）までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
 - (ア) 床面積の合計が200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積が200平方メートル以下の工作物（建築物を除く。）
 - (イ) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さが30メートル以下のもの
 - (ウ) 高さが20メートル以下のダム
 - ウ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。
 - エ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。
 - オ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
 - カ 日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する委託業務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2

条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

キ 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

ク 条例第24条第1項の規定による届出(条例第38条第3項の規定による通知を含む。)をした行為(条例第24条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第5項の期間を経過したものに限り。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。以下この号において同じ。)の形質を変更することであつて次に掲げるもの

ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

ウ 第1号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

エ 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更であつて、高さが2メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

ア 第15条第3号イからオまでに掲げる行為

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

オ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが2メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 水面を埋め立て、又は干拓することであつて面積が200平方メートルを超えないもの

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第4条第4号チ又は第15条第10号サからセまでに掲げる行為

イ 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。

ウ 条例第22条第4項第1号から第3号までに掲げる行為であつて森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

エ 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(イ) 用排水施設（幅員が4メートル以下の水路を除く。）又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ) 宅地を造成すること。

(オ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

キ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

ク 大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

コ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（一部改正〔平成26年規則44号・29年1号・令和3年24号〕）

（補償の請求）

第21条 条例第28条第2項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 補償請求の理由
- (3) 補償請求額の総額及びその内訳

第4章 保護回復事業

（保護回復事業の確認の申請）

第22条 国及び県以外の地方公共団体は、条例第30条第2項の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の名称及び代表者の氏名
- (2) 保護回復事業の開始の予定日

2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画書を添付するものとする。

(保護回復事業の認定の申請)

第23条 国及び地方公共団体以外の者は、条例第30条第3項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

(2) 保護回復事業の開始の予定日

2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、業務の実績を記載した書類）

(2) 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(保護回復事業の認定等の告示)

第24条 条例第30条第4項前段の規定による告示は、認定を受けた保護回復事業を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護回復事業の事業計画の概要を県公報に登載して行うものとする。

2 条例第30条第4項後段の規定による告示は、確認等を取り消された保護回復事業を行っていた者の住所及び氏名（国及び県以外の地方公共団体にあつては名称及び代表者の氏名、国及び地方公共団体以外の者のうち法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を県公報に登載して行うものとする。

第5章 希少野生動植物保護監視員

第25条 条例第36条第2項の希少野生動植物保護監視員（以下この条において「保護監視員」という。）は、希望する者のうちから、知事が委嘱する。

2 保護監視員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 知事は、保護監視員たるにふさわしくない非行があつた場合その他特別の理由がある場合は、任期中であつても、保護監視員を解嘱することができる。

4 保護監視員は、希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行うときは、様式第15号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第6章 雑則

(国又は地方公共団体に関する協議等の適用除外)

第26条 条例第38条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの

ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合（捕獲等をした後30日以内に、知事に通知したものに限る。）

ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

- (ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
- (イ) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- (ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該河川区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
- (エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (オ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業を行うこと。
- (カ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定若しくは同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (キ) 第4条第4号チに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）
- (ク) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

- (ア) 第4条第4号アからトまで（チを除く。）に掲げる行為
- (イ) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
- (ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- (エ) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
- (オ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
- (カ) 下水道を設置し、又は管理すること。

オ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

(2) 条例第22条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの

(ア) 下水道を改築し、又は増築する場合

(イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

(ウ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(エ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

エ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために野生動植物の個体その他の物の捕獲等をする場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合を除く。）

(イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定若しくは同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

(3) 条例第23条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの

ア 雪崩の防止のための施設又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等を行うこと（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

エ 第4条第4号チに掲げる行為

オ 第1号ウ（カ）に掲げる行為

カ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

キ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ク 第1号オに掲げる行為

ケ アからクまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第38条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第2号ア（ア）から（ウ）までに掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

エ 前項第2号オ（ウ）に掲げる場合

オ 前項第2号オ（エ）に掲げる場合

カ 前項第2号ウ（イ）を除く。）に掲げる場合

(3) 前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合

（許可を受けた事項の変更の申請等）

第27条 条例第12条第1項、条例第22条第4項若しくは条例第23条第4項第3号の許可を受けた事項の変更又は条例第22条第8項若しくは第10項、条例第24条第1項、第4条第2号若しくは第4号若しくは第15条第3号キの規定により届出をした事項の変更をしようとするときは、あらかじめ変更後の内容を記載した第7条第1項（第28条において準用する場合を含む。）、第13条（第29条において準用する場合を含む。）、第14条、第16条、第18条若しくは第19条の規定による申請書又は届出書に、当該変更の趣旨及び理由を記載した書類並びに当該変更に関する事項を明らかにした書類を添付して知事に提出するものとする。

（教育又は学術研究等のための捕獲等の届出）

第28条 第7条第1項の規定は、第4条第2号及び第4号の規定による届出について準用する。

（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

第29条 第13条の規定は、第15条第3号キの規定による届出について準用する。

（身分証明書の様式）

第30条 次の各号に掲げる証明書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第14条第2項の証明書 様式第16号
- (2) 条例第18条第2項の証明書 様式第17号
- (3) 条例第26条第3項の証明書 様式第18号
- (4) 条例第27条第3項の証明書 様式第19号

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月21日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定により有線放送電話に関する法律の規定の適用についてなお従前の例によることとされた放送法等の一部を改正する法律附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第3条の許可を受けている者が行う同法第2条第2項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係る第2条の規定による改正後の静岡県希少野生動植物保護条例施行規則第4条第4号ソの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第52号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月24日規則第1号）

この規則は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。ただし、第15条、第17条及び第20条の改正は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

指定希少野生動植物捕獲等許可申請・届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請・届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
職 業 (法人にあっては、その主たる業務)
電話番号

静岡県希少野生動植物保護条例第11条第1項第2号・第12条第1項の規定により、指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしたので、次のとおり申請し・届け出ます。

捕獲等をしようとする個体	名 称 (卵又は種子を採取しようとする場合にあつては、その旨)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的	学術研究・繁殖・教育・調査・その他()		
捕 獲 等 を す る 区 域 (移動又は移植をする区域を含む。)			
捕 獲 等 を す る 区 域 の 状 況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕 獲 等 を し た 個 体 の 取 扱 方 法			
捕獲等をした個体を飼養又は栽培しようとする場合	飼養栽培施設	所 在 地	
		規 模 ・ 構 造	
	飼 養 栽 培 者	住 所	
		氏 名	
	飼養又は栽培に関する経歴		

(注) 不要な文字は、抹消してください。

第 号
年 月 日

指定希少野生動植物捕獲等許可証

静岡県知事 氏 名 印

有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
名 称 及 び 数 量	
捕 獲 等 を す る 目 的	
捕 獲 等 を す る 区 域	
当 該 区 域 の 状 況	
捕 獲 等 の 方 法	
捕 獲 等 を し た 個 体 の 取 扱 方 法	
許 可 の 条 件	

(注意事項)

- 1 この許可証は、許可を受けた者が捕獲等をする際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを静岡県知事に返納しなければならない。
- 3 返納の際にこの欄に所要事項を記入することにより、静岡県希少野生動植物保護条例施行規則第7条第7項の報告とすることができる。

市 町 名	数 量	処置の概要

様式第3号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

静岡県希少野生動植物保護条例第12条第6項の規定により、従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等に係る許可証		番 号	
		交 付 年 月 日	第 号
捕獲等に 従事する者の住所、 氏名及び職業	1	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	2	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	3	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	4	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	5	住 所	
		氏 名	
		職 業	

第 号
年 月 日

指定希少野生動植物捕獲等従事者証

静岡県知事 氏 名

有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
住 所		
氏 名		
指定希少野生動植物捕獲等の許可の内容	許 可 証 の 番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
	有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
	名 称 及 び 数 量	
	捕 獲 等 を す る 目 的	
	捕 獲 等 を す る 区 域	
	当 該 区 域 の 状 況	
	捕 獲 等 の 方 法	
	捕 獲 等 を し た 個 体 の 取 扱 方 法	
許 可 の 条 件		

(注意事項)

- 1 この従事者証は、捕獲等をする際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを静岡県知事に返納しなければならない。

様式第5号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

指定希少野生動植物捕獲等許可証・従事者証再交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
職 業 (法人にあっては、その主たる業務)
電話番号

静岡県希少野生動植物保護条例第12条第7項の規定により、指定希少野生動植物捕獲等許可証・従事者証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

指定希少野生動植物捕獲等許可証・従事者証	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
亡失し、又は滅失した事情		

(注) 不要な文字は、抹消してください。

様式第6号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定希少野生動植物事業届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
職 業 (法人にあっては、その主たる業務)
電話番号

特定希少野生動植物事業を行うので、静岡県希少野生動植物保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡又は引渡しの業務を行うための施設	名 称		
	所 在 地		
譲渡又は引渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物の名称(卵又は種子を対象とする場合にあっては、その旨)			
業 務 の 開 始 年 月 日		年 月 日	
業 務 の 内 容 小売業 卸売業 その他()			
飼養栽培施設	所 在 地		
	規 模 ・ 構 造		
※ 繁 殖 施 設	所 在 地		
	規 模 ・ 構 造		
※ 繁殖に従事する者	氏 名	届出者との関係	繁 殖 に 関 す る 経 歴
※ 繁 殖 方 法			
※ 繁 殖 計 画			

(注) 1 飼養栽培施設の欄は、特定希少野生動植物の個体を飼養又は栽培しようとする場合に記入してください。

2 ※印の欄は、特定希少野生動植物の個体を繁殖させようとする場合に記入してください。

様式第7号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定希少野生動植物事業変更・廃止届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

届出に係る事項を変更・特定希少野生動植物事業を廃止したので、静岡県希少野生動植物保護条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更	変 更 し た 日		年 月 日		
	変更の内容	変更前			
		変更後			
廃 止	廃 止 し た 日		年 月 日		
	廃 止 の 理 由				
	廃止した日において現に有する特定希少野生動植物の個体	名 称	数 量	廃 止 後 の 処 置 の 方 法	

(注) 不要な文字は、抹消してください。

様式第8号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

特定希少野生動植物事業届出済証

年 月 日付けで静岡県希少野生動植物保護条例第15条第1項の規定による特定希少野生動植物事業の届出を受理したことを証します。

静岡県知事 氏 名 印

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)		
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
譲渡又は引渡しの業務に関する事項	施 設 の 名 称	
	施 設 の 所 在 地	
	対象とする特定希少野生動植物の名称	
	業 務 の 開 始 年 月 日	年 月 日
	業 務 の 内 容	

様式第9号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定希少野生動植物事業届出済証再交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

静岡県希少野生動植物保護条例第15条第5項の規定により、特定希少野生動植物事業届出済証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

特定希少野生動植物事業届出済証	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
亡失し、又は滅失した事情		

様式第10号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
特定希少野生動植物譲受・譲渡等記録票

特定希少野生動植物の名称()

譲受け・引取り等		譲渡・引渡し等		備 考
年 月 日	数 量	年 月 日	数 量	

様式第11号(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

管理地区内行為許可申請・届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請・届出者 住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

静岡県希少野生動植物保護条例第22条第5項・第22条第9項第2号の規定により、管理地区の区域内における行為について許可を受けたいので、次のとおり申請し・届け出ます。

行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為地及びその付近の状況	
行 為 の 施 行 方 法	
行為の着手の予定日	年 月 日
行為の完了の予定日	年 月 日

(注) 不要な文字は、抹消してください。

様式第12号(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

管理地区内既着手行為届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

管理地区が指定された際、既に次の行為に着手していたので、静岡県希少野生動植物保護条例第22条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の完了の日又は予定日	年 月 日

様式第13号(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

管理地区内応急措置行為届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

管理地区内において非常災害に対する必要な応急措置を実施したので、静岡県希少野生動植物保護条例第22条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為地及びその付近の状況	
行 為 の 施 行 方 法	
行 為 の 着 手 の 日	年 月 日
行 為 の 完 了 の 日 又 は 予 定 日	年 月 日

様式第14号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

静岡県希少野生動植物保護条例第23条第5項において準用する同条例第22条第5項の規定により、立入制限地区内への立入りについて許可を受けたいので、次のとおり申請します。

立 入 り の 目 的	
立 入 制 限 地 区 の 名 称 及 び 地 域	
立 ち 入 る 者 の 数	
立 入 り の 方 法	
立入りの開始の予定日	年 月 日
立入りの終了の予定日	年 月 日

様式第15号(第25条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)
(表)

第 号	
静岡県希少野生動植物保護監視員身分証明書	
写 真	氏 名
<p>上記の者は、静岡県希少野生動植物保護条例第36条第2項の規定により希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/></p>	

(裏)

静岡県希少野生動植物保護条例(抜粋)
(指導監督体制の整備)
第36条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策を推進するために必要な監視指導体制を整備するものとする。
2 知事は、希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行わせるため、希少野生動植物保護監視員を置くことができる。
静岡県希少野生動植物保護条例施行規則(抜粋)
第25条 条例第36条第2項の希少野生動植物保護監視員(以下この条において「保護監視員」という。)は、希望する者のうちから、知事が委嘱する。
2 保護監視員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
3 知事は、保護監視員たるにふさわしくない非行があった場合その他特別の理由がある場合は、任期中であっても、保護監視員を解嘱することができる。
4 保護監視員は、希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行うときは、様式第15号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第16号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)
(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
生年月日
上記の者は、静岡県希少野生動植物保護条例第14条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>

(裏)

静岡県希少野生動植物保護条例(抜粋)
(報告徴収及び立入検査)
第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(1) (略)
(2) 第14条第1項又は第18条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(3)～(5) (略)

様式第17号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)
(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
生年月日
上記の者は、静岡県希少野生動植物保護条例第18条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>

(裏)

静岡県希少野生動植物保護条例(抜粋)
(報告徴収及び立入検査)
第18条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第15条第1項の規定による届出をして特定希少野生動植物事業を行う者に対し、その特定希少野生動植物事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(1) (略)
(2) 第14条第1項又は第18条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(3)～(5) (略)

様式第18号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)
(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、静岡県希少野生動植物保護条例第26条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>	

(裏)

静岡県希少野生動植物保護条例(抜粋)
(報告徴収及び立入検査等)
第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第22条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(1)～(3) (略)
(4) 第26条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(5) (略)

様式第19号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)
(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、静岡県希少野生動植物保護条例第27条第1項の規定により実地調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>	

(裏)

静岡県希少野生動植物保護条例(抜粋)
(実地調査)
第27条 知事は、第21条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(1)～(4) (略)
(5) 第27条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

様式第1号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第2号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A6縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第3号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第4号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A6縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第5号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第6号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第7号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第8号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第9号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第10号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第11号(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第12号(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第13号(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第14号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年24号〕)

様式第15号(第25条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)

様式第16号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)

様式第17号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)

様式第18号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)

様式第19号(第30条関係)(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)